

運営規定

第1章 目的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織運営等に関する事項を規定したものである。

第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

2. 直前理事長

- (1) 毎回、理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、庶務、その他について必要な助言をする。
- (2) 役員会の場合は表決権を有する。但し、直前理事長が年齢制限を越えて正会員でない場合はこの限りでない。

3. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

4. 専務理事

理事長及び副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営並びに対外的な活動のため一体となって努力する。

5. 理事

- (1) 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つそ

の成果を確認して、議事録又は報告書を7日以内に担当副理事長をへて、理事長に提出する。

- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

6. 監事

監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。監事は他の職務を兼務することができない。

第3章 出席

第3条 (1) 3か月毎に正会員の出席率を発表し年間実質出席率を発表し年間実質出席率の最低限界を30%とし、理事会の議を経て本会議所定款の定めるところにより除名される。但し、当該会員は理事会において弁明の機会をあたえられる。実質出席率とは、総会、例会、委員会全体行事の出席率をいい、役員の場合は、理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。

- (2) すべての会合において出席、遅刻、早退する場合は、必ず届け出ること。
- (3) 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて出席率を算出する。
- (4) 副理事長が担当委員会に出席した場合、要出席回数に各1回を加えて算出する。
- (5) 下記の会合にあらかじめ届け出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。

但し、主催者側若しくは当該委員長の承認印を必要とする。

- 1) JCI諸会議
- 2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会
- 3) 各地JCIの承認証伝達式及び記念式
- 4) 会員会議所例会

- 5) 数日間に亘って開催される会合は1回として扱う。
- (6) 病気(要医師の診断書)及び海外出張のため、長期間に亘り出席不可能な場合は休会として出席の義務を免除する。但し休会届けを理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。
- (7) JC関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会、及び理事会に欠席した場合は出席したものと扱う。
- (8) 正会員はすべて会合に出席する際にはJCバッチを併用しなければならない。(但し、7、8、9月の会合で上衣を着用しない場合はこの限りでない。)
- (9) 会合の出席は規定用紙に署名することを原則とする。

第4章 例会、定例理事会

第4条 例会は原則として毎月20日に開催する。

但し、当日が日曜日となった場合その翌日とする。

例会の運営については少なくとも前回の理事会において承認を受けなければならない。

第5条 定例理事会は原則として毎月10日に開催する。

第5章 委員会

第6条 定款39条の規定に基づき、会員拡大・研修委員会、青少年育成委員会、愛でる華出水で育む委員会の3委員会とする。

別に必要のある時は、理事会の承認をへて特別委員会を設置することができる。

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。

委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

第8条 職務分布

(総務)

総会、例会、に関する事項

事務局及び財務の管理

会費の徴収

会員名簿の完備

事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
定款諸規定に関する事項

物品備品の保管、管理に関する事項

各委員会の連絡調整事務及び、その他委員会に属さない事項

日本青年会議所及び、会員会議所との情報交換及び交流に関する事項

各種会合への参加

(広報)

青年会議所活動の対外的PR及び、報道関係への連絡

その他広報活動に関する事項

(渉外)

褒賞、表彰、慶弔に関する事項

外郭団体からの諸依頼に関する事項

(社会開発)

地域社会、地域行政に関する事項

地域経済の活動促進に関する事項

まちづくり研修に関する事項

他地域まちづくり視察研修に関する事項

(青少年開発)

青少年の健全育成に関する事項

教育問題に関する事項

地域の青年相互の友情を深める

出会いと感動を作りだす

(指導力開発)

現役会員の自己啓発及び会議所運営に係わる研修に関する事項

青年会議所会員の指導力及び開発に関する事項

(経営開発)

経営の研修に関する事項

(会員拡大)

会員拡大に関する事項

会員の入退会に関する事項

新入会員の会議所運営に係わる研修に関する事項

会員資格規定に関する事項

会員相互の親睦と友情に関する事項

(夏祭り)

夏祭りいずみに関する事項

夏祭りいずみ企画委員会運営に関する事項

将来の夏祭りの運営に関する事項

第6章 褒賞

第9条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

細則

第10条本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。